

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9月24 日
京都府南山城村

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 （％）	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 （円）	一般販売価格 （円） ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
				その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由			
「おいしし肉と猪鍋用 特製味噌セット」猪肉 300g＋猪鍋用オリジナ ル味噌	93.7％	○				京都府南山城村	3,200	3,200
【坂田典子の革小物】 てのひらサイズの革の コインケース	84.0％	○				京都府南山城村	5,000	5,000
【坂田典子の革小物】 てのひらサイズの革の コインケース（赤）	84.0％	○				京都府南山城村	5,000	5,000
【坂田典子の革小物】 てのひらサイズの革の コインケース（キャメ ル）	84.0％	○				京都府南山城村	5,000	5,000
【坂田典子の革小物】 てのひらサイズの革の コインケース（チョコ ）	84.0％	○				京都府南山城村	5,000	5,000
【坂田典子の革小物】 てのひらサイズの革の コインケース（ブラッ ク）	84.0％	○				京都府南山城村	5,000	5,000
【宮内知子の木工作 品】インテリアにも使 える木工作家の漆で描 いたお皿（大小サイズ 各1枚）	95.1％	○				京都府南山城村	9,900	9,900
【宮内知子の木工作 品】インテリアにも使 える木工作家の漆で描 いた<犬の柄>お皿（大 サイズ1枚）	95.3％	○				京都府南山城村	9,900	9,900
【宮内知子の木工作 品】インテリアにも使 える木工作家の漆で描 いたお皿（大小サイズ 各1枚）	95.1％	○				京都府南山城村	9,900	9,900
【宮内知子の木工作 品】インテリアにも使 える木工作家の漆で描 いた<鳥の絵>お皿（大 サイズ1枚）	95.3％	○				京都府南山城村	9,900	9,900
【宮内知子の木工作 品】インテリアにも使 える木工作家の漆で描 いたお皿（小サイズ1 枚）	93.8％	○				京都府南山城村	3,300	3,300

食卓ががらりと変わる 永尾さんのカッティン グボード（ウォール ナット）	80.1%	○				京都府南山城村	5,000	5,000
食卓ががらりと変わる 永尾さんのカッティン グボード（ナラ）	82.7%	○				京都府南山城村	4,500	4,500
トロピカル窯の癒し の茶香炉	94.0%	○				京都府南山城村	5,000	5,200
トロピカル窯の癒し の茶香炉（えんとつ付 き）	94.6%	○				京都府南山城村	5,960	6,300
トロピカル窯の癒し の茶香炉 大 Aタイプ	93.9%	○				京都府南山城村	6,600	7,000
トロピカル窯の癒し の茶香炉 大 Cタイプ	93.9%	○				京都府南山城村	6,600	7,000
無添加・香ばしベーグ ル12個セット	83.7%	○				京都府南山城村	4,500	4,500
cafeねこぱんの無添加 ベーグル12個セット	80.2%	○				京都府南山城村	4,000	4,000
cafeねこぱんの無添加 ベーグル12個セットと カッティングボード （ウォールナット）の セット	80.1%	○				京都府南山城村	9,000	9,000
cafeねこぱんの無添加 ベーグル12個セットと カッティングボード （ナラ）のセット	81.5%	○				京都府南山城村	8,500	8,500
おかん弁当	62.6%	○				京都府南山城村	650	650

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。